

1 趣旨

- (1) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 1 次一括法) による「介護保険法」の一部改正により、これまで「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(省令)」で全国一律に定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を「芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に規定するもの。
- (2) 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による「介護保険法」の一部改正により、これまで介護保険法の規定により法人に限定されていた指定地域密着型サービスの事業者の申請者の法人格の有無に係る基準を条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を「芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に規定するもの。
- (3) 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による「介護保険法」の一部改正により、これまで介護保険法の規定により 29 人以下とされていた指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員について、「29 人以下であって条例で定める数」とされたことに伴い、当該入所定員を「芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に規定するもの。

2 省令の基準と条例で定める基準の比較

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

定める内容は、省令で示された「従うべき基準」及び「標準とすべき基準」については、それぞれの基準に準じ、同内容とし、「参酌すべき基準」についても一部を除き同内容とする。

	省 令	条 例	内 容	基準の類型
総則	第 3 条	第 3 条	指定地域密着型サービスの事業の一般原則	参酌
定期	第 3 条の 2	第 6 条	基本方針	参酌
	第 3 条の 3	第 7 条	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	参酌

巡回・随時対応型訪問介護看護	第3条の4	第8条	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	従う
	第3条の5	第9条	管理者	従う
	第3条の6	第10条	設備及び備品等	参酌
	第3条の7	第11条	内容及び手続の説明及び同意	従う・参酌
	第3条の8	第12条	提供拒否の禁止	従う
	第3条の9	第13条	サービス提供困難時の対応	参酌
	第3条の10	第14条	受給資格等の確認	参酌
	第3条の11	第15条	要介護認定の申請に係る援助	参酌
	第3条の12	第16条	心身の状況等の把握	参酌
	第3条の13	第17条	指定居宅介護支援事業者等との連携	参酌
	第3条の14	第18条	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	参酌
	第3条の15	第19条	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	参酌
	第3条の16	第20条	居宅サービス計画等の変更の援助	参酌
	第3条の17	第21条	身分を証する書類の携行	参酌
	第3条の18	第22条	サービスの提供の記録	参酌
	第3条の19	第23条	利用料等の受領	参酌
	第3条の20	第24条	保険給付の請求のための証明書の交付	参酌
	第3条の21	第25条	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	参酌
	第3条の22	第26条	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	参酌
	第3条の23	第27条	主治の医師との関係	従う・参酌
	第3条の24	第28条	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	参酌
	第3条の25	第29条	同居家族に対するサービス提供の禁止	従う
	第3条の26	第30条	利用者に関する市町村への通知	参酌
	第3条の27	第31条	緊急時等の対応	参酌
	第3条の28	第32条	管理者等の責務	参酌
	第3条の29	第33条	運営規程	参酌
	第3条の30	第34条	勤務体制の確保等	参酌
	第3条の31	第35条	衛生管理等	参酌
	第3条の32	第36条	掲示	参酌
	第3条の33	第37条	秘密保持等	従う
	第3条の34	第38条	広告	参酌
	第3条の35	第39条	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	参酌
	第3条の36	第40条	苦情処理	参酌
	第3条の37	第41条	地域との連携等	参酌
	第3条の38	第42条	事故発生時の対応	従う
	第3条の39	第43条	会計の区分	参酌

	第3条の40	第44条	記録の整備	参酌	
	第3条の41	第45条	適用除外	従う・参酌	
	第3条の42	第46条	指定訪問看護事業者との連携	参酌	
夜間対応型訪問介護	第4条	第47条	基本方針	参酌	
	第5条	第48条	指定夜間対応型訪問介護	参酌	
	第6条	第49条	訪問介護員等の員数	従う	
	第7条	第50条	管理者	従う	
	第8条	第51条	設備及び備品等	参酌	
	第9条	第52条	指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針	参酌	
	第10条	第53条	指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針	参酌	
	第11条	第54条	夜間対応型訪問介護計画の作成	参酌	
	第12条	第55条	緊急時等の対応	参酌	
	第13条	第56条	管理者等の責務	参酌	
	第14条	第57条	運営規程	参酌	
	第15条	第58条	勤務体制の確保等	参酌	
	第16条	第59条	地域との連携等	参酌	
	第17条	第60条	記録の整備	参酌	
	第18条	第61条	準用	参酌	
	認知症対応型通所介護	第41条	第62条	基本方針	参酌
		第42条	第63条	従業者の員数(単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護)	従う
		第43条	第64条	管理者(単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護)	従う
第44条		第65条	設備及び備品等	参酌	
第45条		第66条	従業者の員数(共用型指定認知症対応型通所介護)	従う	
第46条		第67条	利用定員等	従う・参酌	
第47条		第68条	管理者(共用型指定認知症対応型通所介護)	従う	
第48条		第69条	心身の状況等の把握	参酌	
第49条		第70条	利用料等の受領	参酌	
第50条		第71条	指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	参酌	
第51条		第72条	指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	参酌	
第52条		第73条	認知症対応型通所介護計画の作成	参酌	
第53条		第74条	管理者の責務	参酌	
第54条		第75条	運営規程	参酌	
第55条		第76条	勤務体制の確保等	参酌	

	第56条	第77条	定員の遵守	参酌
	第57条	第78条	非常災害対策	参酌
	第58条	第79条	衛生管理等	参酌
	第59条	第80条	地域との連携等	参酌
	第60条	第81条	記録の整備	参酌
	第61条	第82条	準用	参酌
小規模多機能型居宅介護	第62条	第83条	基本方針	参酌
	第63条	第84条	従業者の員数等	従う
	第64条	第85条	管理者	従う
	第65条	第86条	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	従う
	第66条	第87条	登録定員及び利用定員	従う
	第67条	第88条	設備及び備品等	従う・参酌
	第68条	第89条	心身の状況等の把握	参酌
	第69条	第90条	居宅サービス事業者等との連携	参酌
	第70条	第91条	身分を証する書類の携行	参酌
	第71条	第92条	利用料等の受領	参酌
	第72条	第93条	指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	参酌
	第73条	第94条	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	従う・参酌
	第74条	第95条	居宅サービス計画の作成	参酌
	第75条	第96条	法定代理受領サービスに係る報告	参酌
	第76条	第97条	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	参酌
	第77条	第98条	小規模多機能型居宅介護計画の作成	参酌
	第78条	第99条	介護等	従う・参酌
	第79条	第100条	社会生活上の便宜の提供等	参酌
	第80条	第101条	緊急時等の対応	参酌
	第81条	第102条	運営規程	参酌
	第82条	第103条	定員の遵守	参酌
	第82条の2	第104条	非常災害対策	参酌
第83条	第105条	協力医療機関等	参酌	
第84条	第106条	調査への協力等	参酌	
第85条	第107条	地域との連携等	参酌	
第86条	第108条	居住機能を担う併施設等への入居	参酌	
第87条	第109条	記録の整備	参酌	
第88条	第110条	準用	参酌	
認知症対応	第89条	第111条	基本方針	参酌
	第90条	第112条	従業者の員数	従う
	第91条	第113条	管理者	従う
	第92条	第114条	指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	従う

型 共 同 生 活 介 護	第 93 条	第 115 条	設備に関する基準	従う・標準・参酌
	第 94 条	第 116 条	入退居	参酌
	第 95 条	第 117 条	サービスの提供の記録	参酌
	第 96 条	第 118 条	利用料等の受領	参酌
	第 97 条	第 119 条	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	従う・参酌
	第 98 条	第 120 条	認知症対応型共同生活介護計画の作成	参酌
	第 99 条	第 121 条	介護等	従う・参酌
	第 100 条	第 122 条	社会生活上の便宜の提供等	参酌
	第 101 条	第 123 条	管理者による管理	参酌
	第 102 条	第 124 条	運営規程	参酌
	第 103 条	第 125 条	勤務体制の確保等	参酌
	第 104 条	第 126 条	定員の遵守	参酌
	第 105 条	第 127 条	協力医療機関等	参酌
	第 106 条	第 128 条	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	参酌
	地 域 密 着 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	第 107 条	第 129 条	記録の整備
第 108 条		第 130 条	準用	参酌
第 109 条		第 131 条	基本方針	参酌
第 110 条		第 132 条	従業者の員数	従う
第 111 条		第 133 条	管理者	従う
第 112 条		第 134 条	設備に関する基準	参酌
第 113 条		第 135 条	内容及び手続の説明及び契約の締結等	従う・参酌
第 114 条		第 136 条	指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等	従う・参酌
第 115 条		第 137 条	法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	参酌
第 116 条		第 138 条	サービスの提供の記録	参酌
第 117 条		第 139 条	利用料等の受領	参酌
第 118 条		第 140 条	指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針	従う・参酌
第 119 条		第 141 条	地域密着型特定施設サービス計画の作成	参酌
第 120 条		第 142 条	介護	参酌
第 121 条		第 143 条	機能訓練	参酌
第 122 条		第 144 条	健康管理	参酌
第 123 条		第 145 条	相談及び援助	参酌
第 124 条		第 146 条	利用者の家族との連携等	参酌
第 125 条	第 147 条	運営規程	参酌	
第 126 条	第 148 条	勤務体制の確保等	参酌	
第 127 条	第 149 条	協力医療機関等	参酌	
第 128 条	第 150 条	記録の整備	参酌	

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第129条	第151条	準用	参酌	
	第130条	第152条	基本方針	参酌	
	第131条	第153条	従業者の員数	従う・参酌	
	第132条	第154条	設備	従う・参酌	
	第133条	第155条	サービス提供困難時の対応	参酌	
	第134条	第156条	入退所	参酌	
	第135条	第157条	サービスの提供の記録	参酌	
	第136条	第158条	利用料等の受領	参酌	
	第137条	第159条	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	従う・参酌	
	第138条	第160条	地域密着型施設サービス計画の作成	参酌	
	第139条	第161条	介護	従う・参酌	
	第140条	第162条	食事	参酌	
	第141条	第163条	相談及び援助	参酌	
	第142条	第164条	社会生活上の便宜の提供等	参酌	
	第143条	第165条	機能訓練	参酌	
	第144条	第166条	健康管理	参酌	
	第145条	第167条	入所者の入院期間中の取扱い	従う	
	第146条	第168条	管理者による管理	従う	
	第147条	第169条	計画担当介護支援専門員の責務	参酌	
	第148条	第170条	運営規程	参酌	
	第149条	第171条	勤務体制の確保等	参酌	
	第150条	第172条	定員の遵守	参酌	
	第151条	第173条	衛生管理等	参酌	
	第152条	第174条	協力病院等	参酌	
	第153条	第175条	秘密保持等	従う	
	第154条	第176条	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	参酌	
	第155条	第177条	事故発生の防止及び発生時の対応	従う	
	第156条	第178条	記録の整備	参酌	
	第157条	第179条	準用	参酌	
	ユニット型	第158条	第180条	この節の趣旨	参酌
		第159条	第181条	基本方針	参酌
		第160条	第182条	設備	従う・参酌
		第161条	第183条	利用料等の受領	参酌
第162条		第184条	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	従う・参酌	
第163条		第185条	介護	従う・参酌	
第164条		第186条	食事	参酌	
第165条		第187条	社会生活上の便宜の提供等	参酌	
第166条		第188条	運営規程	参酌	
第167条		第189条	勤務体制の確保等	従う・参酌	
第168条		第190条	定員の遵守	参酌	

	第169条	第191条	準用	参酌
複合型サービス	第170条	第192条	基本方針	参酌
	第171条	第193条	従業者の員数等	従う
	第172条	第194条	管理者	従う
	第173条	第195条	指定複合型サービス事業者の代表者	従う
	第174条	第196条	登録定員及び利用定員	標準
	第175条	第197条	設備及び備品等	従う・参酌
	第176条	第198条	指定複合型サービスの基本取扱方針	参酌
	第177条	第199条	指定複合型サービスの具体的取扱方針	従う・参酌
	第178条	第200条	主治の医師との関係	従う・参酌
	第179条	第201条	複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成	参酌
	第180条	第202条	緊急時等の対応	参酌
	第181条	第203条	記録の整備	参酌
	第182条	第204条	準用	参酌
	附則	第2条	第2条	経過措置
第7条		第3条	経過措置	標準
第8条			経過措置	参酌
第9条			経過措置	参酌
第10条			経過措置	参酌
第11条			経過措置	参酌
第12条			経過措置	従う・参酌
第13条			経過措置	参酌
第14条		第4条	経過措置	参酌
第15条		第5条	経過措置	参酌
第16条		第6条	経過措置	参酌

* 省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(2) 指定地域密着型サービスの事業者の申請者の法人格の有無に係る基準

定める内容は、省令で示された「従うべき基準」に準じ、同内容とする。

省令	条例	内容	基準の類型
第131条の10の2	第4条第2項	法人であること。	従う

* 省令：介護保険法施行規則

3 基準設定の考え方

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めるに当たり、省令で定められている基準に基づいて、本市における地域密着型サービス事業所の運営実態を検討した結果、下記のとおり定めた独自基準を除き、省令で定められている基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため、

同内容の基準を条例において定めるものとする。

※独自基準

省 令	条 例	内 容
第3条の40 第17条 第60条 第87条 第107条 第128条 第156条 第181条	第44条 第60条 第81条 第109条 第129条 第150条 第178条 第203条	省令においては、地域密着型サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないこととされているが、介護報酬の返還請求の時効は5年とされており、その請求の根拠となるサービス提供の記録についても5年間の保存が適当であると考えられるため、地域密着型サービス事業者が利用者に対して提供したサービスの提供に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならないこととする。

- (2) 指定地域密着型サービスの事業者の申請者の法人格の有無に係る基準を条例で定めるに当たり、申請者は法人である必要があると判断したため、条例においても法人格を要することと定めるほか、下記のとおり独自基準を定めるものとする。

※独自基準

省 令	条 例	内 容
	第5条	「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」、「芦屋市暴力団排除条例」等の趣旨を考慮し、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準として、①役員が暴力団員でないこと。②事業者の申請者が暴力団密接関係者でないこと。を加える。

- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を条例で定めるに当たり、地域密着型サービス事業者の安定的運営及び本市における介護老人福祉施設待機者の現状を考慮し、入所定員の上限数を検討した結果、当該施設の入所定員を29人以下とすることが妥当であると判断したため、条例において定めるものとする。

4 規則で定める内容

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所に置くオペレーターの資格（条例第8条第2項及び第49条第2項）

オペレーターは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年厚生労働省告示第113号）第1号に定める者とする。

- (2) 指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定地域密着型介

護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における食事等の費用（条例第70条第4項，第92条第4項，第158条第4項及び第183条第4項）

食事の提供に要する費用その他の費用は，居住，滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによる。

- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における特別な居室等の費用に係る基準（条例第158条第3項第3号及び第4号並びに第183条第3項第3号及び第4号）

厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号。指定地域密着型サービスに係る部分に限る。）に定めるところによる。

- (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（条例第173条第2項第4号）

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に定めるところによる。